

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 6 第 3 項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 8 条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：